

「リンクアップ・志摩」ガイドライン

令和3年8月制定

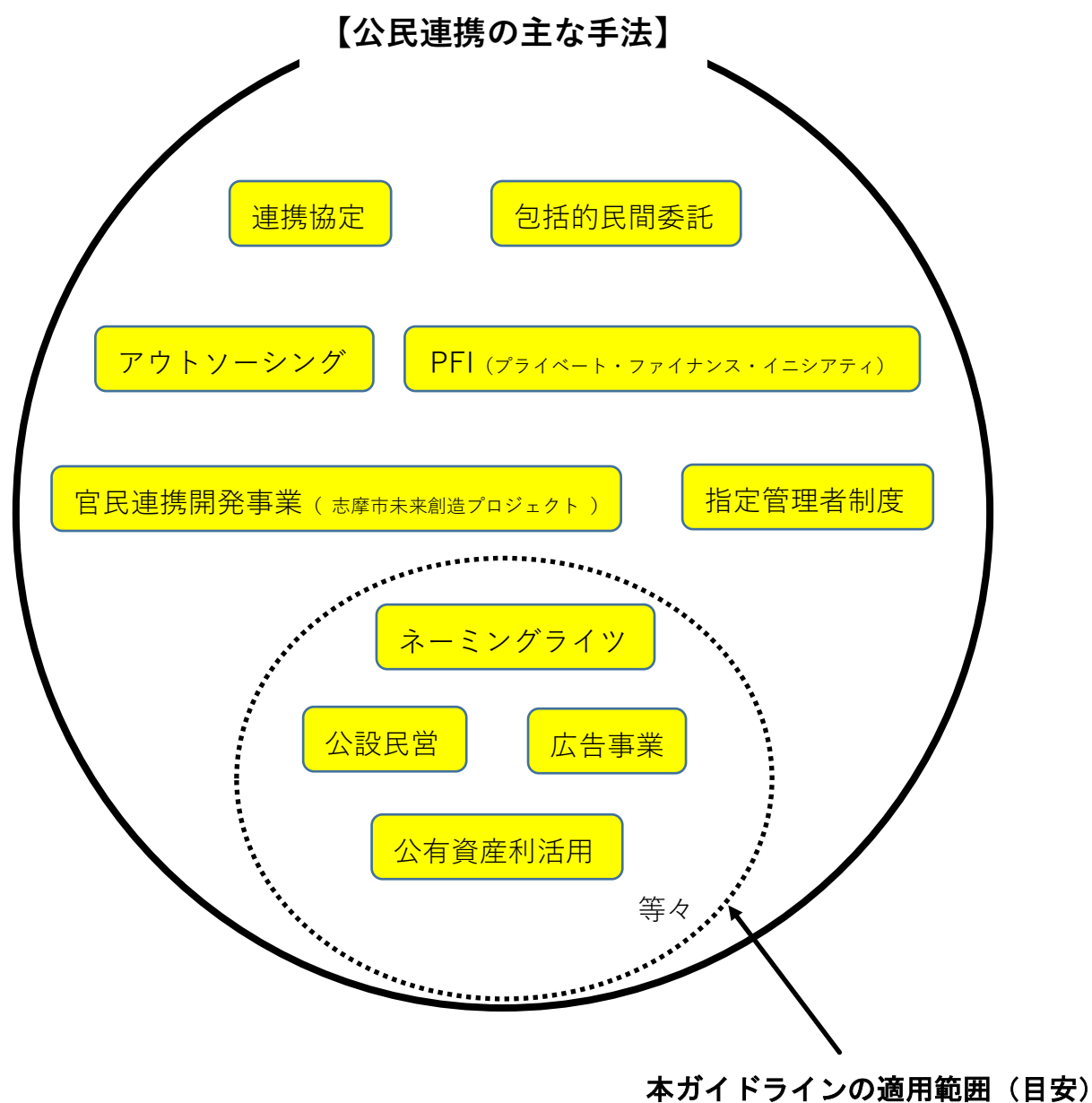
志摩市

目次

1. 公民連携（PPP）とは	2
2. リンクアップ・志摩の目的	3
3. 募集する提案の種類	4
4. 提案のポイント	4
5. 提案の対象	5
6. 提案の対象外	5
7. 提案者	5
8. 留意事項	6
9. 提案の申し込み	6
10. 提案の流れ	7
11. 提案内容の公表について	9
12. 窓口担当課	9

1. 公民連携（PPP）とは

公民連携（PPP）とは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の頭文字で、行政と民間事業者等が連携して地域の活性化や社会課題の解決、新しい価値の提供などへの取り組みであり、これまで市が単独で実施してきた施策や事業に、民間事業者等のアイデアやノウハウ、資金等を活用することで、公共サービスの向上、行財政改革の推進や地域の活性化等を図るものです。



2. リンクアップ・志摩の目的

リンクアップ・志摩とは、民間事業者等と行政（志摩市）が「つなぐ・手を結ぶ」ことを意味しており、これまで、市が行ってきた公共施設の整備等に、民間事業者等の資源やノウハウ、アイデアを積極的に取り入れることで、財政負担の縮減や公共サービスの向上、業務の効率化、低・未利用資産の有効活用等を図ることを目的としています。

志摩市では、民間事業者等からの相談や提案を受け付ける窓口「リンクアップ・志摩」を設置し、次の3つの視点に基づき民間事業者等からの事業提案を広く募集します。

(1) 公共サービスの向上

民間事業者等の専門的な知識、技術及びノウハウを取り入れることにより、充実した施設運営や、多様なニーズに対応できる機能性の高い施設整備等を実現させることで、公共サービスの向上を図ります。

(2) 行財政改革の推進

市の財政をとりまく環境は厳しい状況が続いており、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。民間事業者等の資源や技術、ノウハウを活用することで、施設整備にかかる費用（イニシャルコスト）と施設運営にかかる費用（ランニングコスト）の両面から行政コストを圧縮し、財政負担の軽減を図ります。

また、公共施設等の有効活用による新たな歳入の確保や運営面での業務効率の向上を目指します。

(3) 地域経済の活性化

民間事業者等のノウハウやアイデア等を十分に取り入れることで、新たなビジネスチャンスの創出や雇用の創出、地元企業の発展など、地域経済の活性化を図り、行政の負担軽減と民間事業者等の収益増というお互いがWIN-WINの関係となる仕組みを構築します。

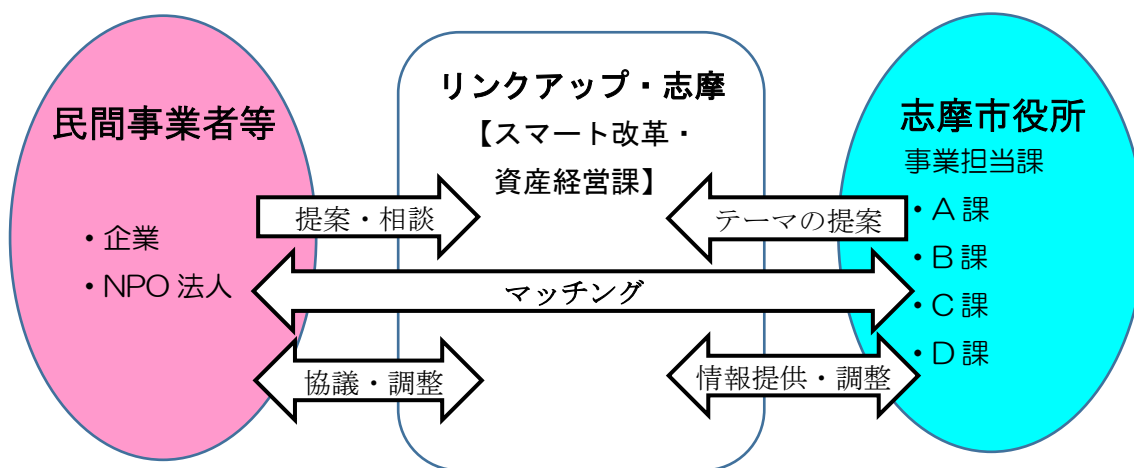
3. 募集する提案の類型

(1) テーマ型提案

特定の公共施設等の整備・利活用に関して、課題となるテーマに対する連携事業の提案やアイデア等を民間事業者等から募集します。

(2) フリー型提案（随時募集）

民間事業者等が志摩市との連携を希望する公共施設等の整備・利活用に関する事業やアイデア等を、テーマを問わず自由な発想による提案を募集します。



4. 提案のポイント

(1) 公共施設等のサービス向上

- ・ 公共施設等の利便性が向上する。

(2) 公共施設等の費用負担の縮減

- ・ 公共施設等の包括的な維持管理が行える。
- ・ 公共施設等の整備費等が抑制できる。

(3) 公共施設等の有効活用

- ・ 低・未利用資産の新たな利活用が期待できる。
- ・ 公共施設等を活用した新たな財源の確保ができる。

5. 提案の対象

- ① 市が保有する公共施設等に関する提案
- ② 原則として、市に新たな財政負担が生じない提案
ただし、志摩市が新規に予算措置をすべきものと判断したものについては、この限りではありません。

6. 提案の対象外

- ① 単に事業（施設）の廃止に限った提案
- ② 市が直接整備すべき（法的制限等がある）事業の提案
- ③ 指定管理者制度による指定管理者の選定に関する提案

7. 提案者

(1) 提案できる方

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する「企業」、又は「NPO法人等の法人」

(2) 提案できない方

- ① 個人
- ② 提案者（提案に関係する者を含む）及びその提案内容が、次に該当する場合
 - ・ 地方税法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する方
 - ・ 志摩市における一般競争入札の参加を制限されている方
 - ・ 地方税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している方
 - ・ 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている方
 - ・ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体

- ・ 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反するための政治的・宗教的教育を目的とするもの
- ・ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- ・ その他、公序良俗、公共性・公平性に問題がある等、志摩市との連携事業としてふさわしくないと判断したもの

8. 留意事項

- (1) 提案の成立・不成立にかかわらず、提案及び協議等にかかる一切の費用については、提案者の負担とします。
- (2) 提案内容や協議等の結果により、個人からのご提案の事実が判明した場合、または、その他の諸事情により、今後、提案者との協議等を打ち切ることがあります。
- (3) 提案に関する関係者の調整には、時間を要することがあります。
- (4) 提案内容や協議等の結果によっては、実現できない場合があります
- (5) 提案者との協議等の開始が提案についての契約等の合意となるものではなく、市が提案への対応やその実現に関して法的義務を負うものではありません。
- (6) 協議等の結果又は法令及び市の契約上のルール等により、あらためて提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、提案者から得た情報を利用し、公募等のための仕様を作成させていただく場合があります。

9. 提案の申し込み

■申 込 先：志摩市役所 5 階 政策推進部

スマート改革・資産経営課 資産経営係

電話 0599-44-0204

メールアドレス shima-dx@city.shima.lg.jp

■申込方法：志摩市ホームページ内の所定様式をメールまたは郵送にて提出

志摩市ホームページ <http://www.city.shima.mie.jp/>

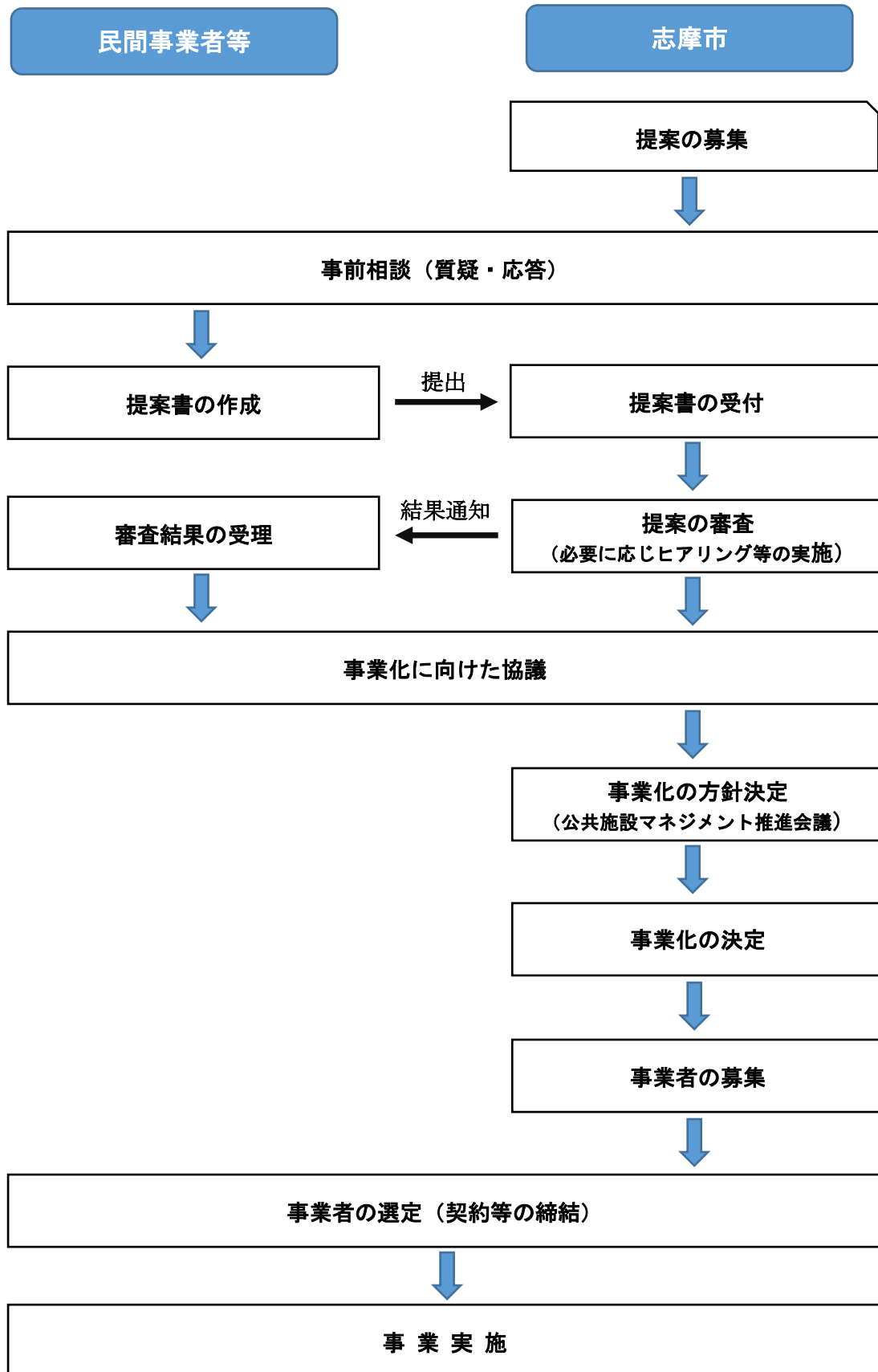
10. 事業の流れ

- ① 事業提案の募集
- ② 民間事業者等からの事前相談等の受付
- ③ 提案書の受付
- ④ リンクアップ・志摩事業審査委員会において提案内容の審査、採否の決定
※必要に応じ、ヒアリング等を実施
- ⑤ 提案内容を採用する場合、スマート改革・資産経営課において提案内容に関連する公共施設等を所管する部署と情報を共有し、市の事業担当課を決定
- ⑥ 提案者・事業担当課において事業化に向けた協議を行い、提案実現の可否及び連携手法等を決定
- ⑦ 公共施設マネジメント推進会議において、事業化の方針を決定
- ⑧ 事業化を決定した場合、事業者の募集・選定
※公募等による必要な手続き等については、別途、事業担当課が実施
- ⑨ 事業者の決定・契約等の締結
- ⑩ 事業の実施
※連携事業の内容や成果等について、市ホームページ等で広く情報発信

【インセンティブの付与】

提案を行った民間事業者等に対し、事業者選定の際、評価結果に加点对応を行う場合があります。

【フロー図】



11. 提案内容等の公表

提案内容等は、志摩市のホームページにおいて原則公表しますので、公表を望まない場合は申し出てください。

ただし、提案者の提案情報保護等の観点から、提案者の独自アイデアやノウハウなど、提案者が不利益を被るような情報は一切公表しません。

また、提案後の協議及び実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱います。

なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、市に故意または重大な過失がある場合を除き、市は一切の責任を負いません。

12. 窓口担当課

志摩市政策推進部 スマート改革・資産経営課

電話：0599-44-0204 FAX：0599-44-5252

メールアドレス：shima-dx@city.shima.lg.jp